

↳ 退職所得の源泉徴収票

Q : 先日、当社の社員が事故で亡くなりました。死亡の日を退職日として退職金を遺族に支払いましたが、退職所得の源泉徴収票の作成は必要ですか？

A : 退職所得の源泉徴収票の作成は必要ありませんが、その代わりに退職手当等受給者別支払調書を作成して提出しなければなりません。

【解説】

社員の死亡後、その遺族に支給する退職金は、所得税の対象とはならず、相続税の対象となります。

退職所得の源泉徴収票の提出を要するのは、退職所得に該当する退職手当等とされていますので、所得税が課税されない遺族に対する死亡退職金については、退職所得の源泉徴収票を作成する必要がありません。

ただし、死亡退職金のように相続税の対象となる退職金を支給する場合には、会社は、退職手当等受給者別支払調書を作成してこれを提出することとされていますので注意してください。ポイントは、次のとおりです。

- ① 退職手当等受給者別支払調書は、受給者ごとの退職手当等の金額が100万円を超える場合に提出を要します。
- ② 死亡後3年を経過してから支給が確定したものについては、相続税の対象とならず、遺族の一時所得として遺族の所得税の対象になりますので、この場合には、退職手当等受給者別支払調書の提出は要しません。

